

御嶽山火山防災計画資料編

有史以降の噴火状況

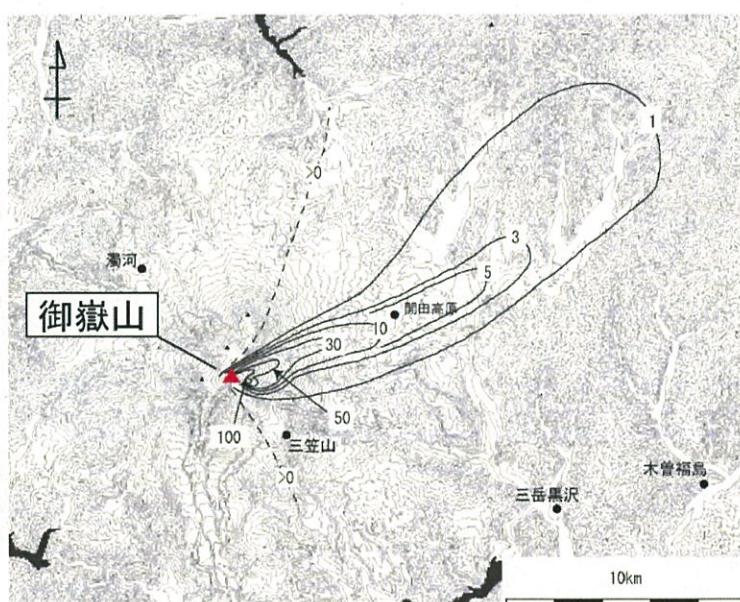
1 1979年10月小規模噴火の状況

噴火に先立ち少なくとも6時間ほど前から山頂直下で地震活動の報告がされている。

三ノ池の水は、透明度の高い水で知られていたが、噴火前の夏頃から三ノ池の水が濁りを生じ、湖水面の色も緑がかかった青色に変色していた。また、9月6日三ノ池が非常に硫黄臭かったとの報告もある。

1979年10月28日5時頃噴火が発生したが、同日の夜には収まっている。噴火は、剣ヶ峰山頂南側に北西—南東に新たに形成された火口列（79火口列）から発生した。なお、火口列は、ほぼ直線に10個の火孔が配列されているのが確認された。

噴石の飛散距離は不明であるが山頂付近に飛散し、山頂の神社や山小屋に被害がでている。火山灰は北東に流れ御嶽山から約150km離れた群馬県前橋で確認され、その状況を【図1】、【図2】に示す。



1979年の噴火で放出された火山灰の山麓での分布(小林(1980)を元に作成)

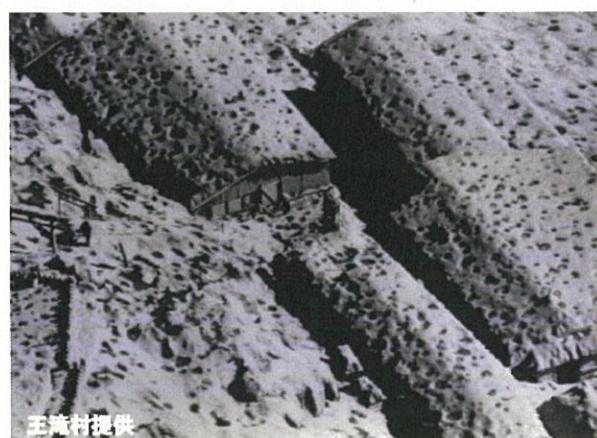
実線は等層厚線を示す。図中の数字の単位はmm。

- 噴石は山頂付近（火口から数100mの範囲）に飛散し、剣ヶ峰付近の神社や山小屋で被害が発生
- 王滝頂上付近でも数cm～20cmの噴石
- 降灰の分布軸は火口から北東側で、東側山麓の開田で厚さ1cm程度の降灰
- 噴出物総量は20 数万トンと推定

【図1】 1979年10月28日噴火に伴う降灰の状況



1979年の噴火で放出された噴石の状況
曾屋(1980)、小林(1980)、石岡ほか(1980)、気象庁(1980)に基づき作成



1979年の噴火による被害(1979年10月30日撮影 王滝村提供)

【図2】 1979年噴火での噴石の状況及び噴石による被害状況

2 1991年5月ごく小規模噴火の状況

火山性地震は、4月20日から増加、火山性微動は4月27日から断続的に観測された。5月18日撮影の航空写真に新しい噴気が認められたため、気象庁及び名古屋大学が現地調査を実施し、79-7火口周辺に火山灰を確認した。名古屋大学の調査結果によると火山灰は、【図3】のとおり79-7火口から東側の長さ200m、幅100mの範囲に分布していた。厚さは1cm程度なので火山灰の噴出量は数10t程度と推定される。



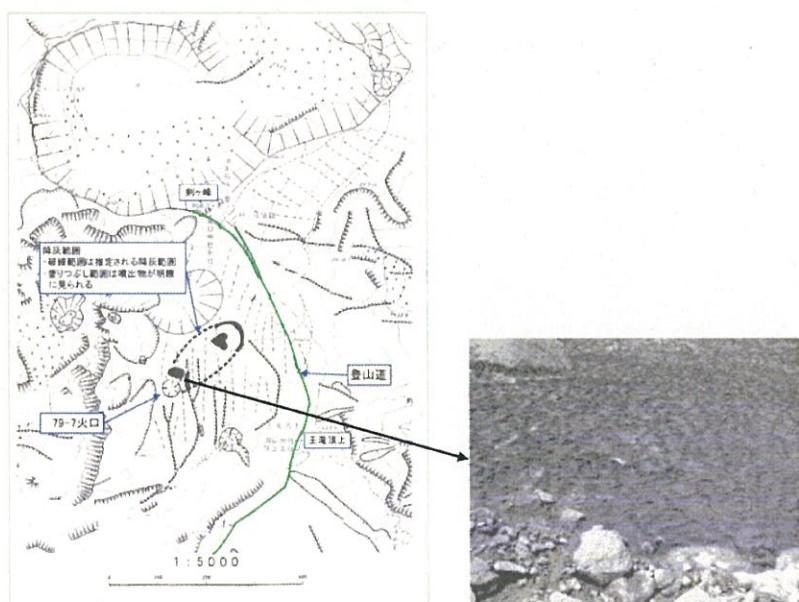
降灰分布の状況。名古屋大(1991)の調査結果に基づき作成

【図3】 1991年の噴火の状況

3 2007年のごく小規模噴火

GPS連続観測では、2006年12月中旬頃から地下の膨張を示すわずかな伸びの変化が観測され、火山性地震は、2006年12月下旬頃から増加した。また、火山性微動は2007年1月19日より観測される等、2007年1月以降は火山活動が活発な状態であった。4月以降、火山性地震、火山性微動が減少する等火山活動は静穏な状況になった。

気象庁が2007年5月29日に行った現地調査で、【図4】のとおり79-7火口から北東側約200mの範囲の残雪表面に火山灰を確認した。噴火が発生した詳細な時期は不明だが、降灰の状況から3月後半にごく小規模な噴火があったと推定される。



【図4】 2007年5月29日に確認された火山灰分布図

4 2014年の小規模噴火

火山性地震は、9月10日から11日にかけて一時的に増加し、その後次第に減少していたが、噴火発生とともに増加し、その後、次第に減少した。

火山性微動は、噴火11分前の11時41分頃から発生し始め、10月6日頃まで連続で発生した。

9月27日11時52分に水蒸気噴火が発生した。噴火当時、山頂付近が雲に覆われていたため噴火場所、噴煙の状況など不明であったが、【図5】のとおり火碎流の発生を中部地方整備局設置の滻越カメラで確認することができた。また、気象レーダーによると噴煙が東に流れ、高度は火口縁上約7,000mと推定された。その後の上空からの調査等で、噴火は79火口列南西側の剣ヶ峰山頂南西側に北西から南東に伸びる新たな形成された火口列から発生したことが確認され、火碎流の流下範囲は、【図6】のとおり南西方向に約2.5km流下していることが分かった。

噴石については、11月9日に御嶽山総合観測班が実施した調査では、長径60cm程度の噴石が剣ヶ峰山荘で確認された。また、長径30~20cm程度の噴石が火口から約1km離れた二ノ池本館及び約1.3km離れた二ノ池新館で確認された。山頂付近の分布状況を【図7】で示す。

この噴火で、平成28年3月29日現在、死者58名、不明5名の被害者が出た。



【図5】御嶽山 火碎流の状況
(2014年9月27日 11時56分頃)
中部地方整備局の滻越カメラによる。



【図6】火碎流の到達範囲



【図7】山頂付近の噴石分布状況
(東京大学地震研究所 調査結果)

御嶽山火山防災協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、御嶽山火山防災協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）

第4条第1項の規定に基づき、御嶽山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、長野県、木曽町、王滝村、上松町、岐阜県、高山市及び下呂市が共同で設置する。

(所掌事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため以下の事項を行う。

- (1) 火山活動、防災対策等の情報共有に関する事項。
- (2) 噴火時の避難対策等の警戒避難体制の整備に関する事項。
- (3) 防災訓練等の活動に関する事項。
- (4) 火山防災知識の啓発活動に関する事項。
- (5) 長野県及び岐阜県の都道府県防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項。
- (6) 木曽町、王滝村、上松町、高山市及び下呂市の市町村防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項。
- (7) その他、目的達成のため必要と認められること。

第2章 協議会の組織

(協議会)

第4条 協議会は別表1で規定する会員にて構成する。

- 2 協議会には会長及び副会長を置く。会長は関係市町村の首長のうちから、協議会において決定するものとする。副会長は関係市町村の首長のうちから、会長が指名する。
- 3 会長は本協議会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 会長、副会長の任期は原則1年とする。

(幹事会)

第5条 協議会の行う所掌事項の内容検討のため、行政機関実務者による「御嶽山火山防災協議会長野県幹事会」（以下「長野県幹事会」という。）並びに、「御嶽山火山防災協議会岐阜県幹事会」（以下「岐阜県幹事会」という。）を設置する。

- 2 幹事会は長野県、岐阜県で個別に構成し、必要に応じ合同で幹事会を行うことができる。
- 3 長野県幹事会、岐阜県幹事会（以下「各幹事会」という）は別表2で規定する幹事にて構成する。
- 4 各幹事会には幹事長及び副幹事長を置く。幹事長は、長野県幹事会が長野県木曽地方事務所地域政策課長、岐阜県幹事会が岐阜県飛騨郡事務所振興防災課長とする。副幹事長は長野県幹事会が木曽町総務課長、王滝村総務課長及び上松町総務課長、岐阜県幹事会が高山市危機管理

室担当部長及び下呂市防災情報課長とする。

- 5 幹事長は幹事会を代表し、会務を総理する。副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代理する。

第3章 協議会の会議

(会議)

第6条 協議会は会長が招集し、その議事を進行する。

- 2 議事は、会員の全員が書面又は電磁的記録において同意の意思表示をしたときは、当該議事を承認する旨の決議があったものとみなす。
- 3 会長は必要に応じて、協議会に会員以外の防災関係者の出席を求めることができる。
- 4 会員が協議会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 5 第1項及び前2項の規定は、幹事会に準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「幹事長」と、「会員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(会長の専決処分)

第7条 会長は、やむを得ない事由により、協議会を招集することができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、早急に決定を要する事項について専決することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、速やかに各会員に報告しなければならない。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の事務処理のため、事務局を設ける。事務局は、長野県木曽地方事務所地域政策課、木曽町総務課、王滝村総務課、上松町総務課、岐阜県飛騨郡事務所振興防災課、高山市危機管理室及び下呂市防災情報課が合同で行う。

第4章 補則

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

- 2 前項の規定のほか、各幹事会の運営に関し、必要な事項は、各幹事長がこれを定める。

附 則

この規約は、平成26年12月24日から施行する。

なお、「御嶽山火山対策会議」(平成3年5月7日設置)及び「御嶽山火山性地震等防災対策連絡会議」(平成19年1月31日設置)は、同日をもって廃止する。

附 則

この規約は、平成27年3月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年8月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

別表1

区分 (法第4条第2項 中該当する号)	所属	職名(氏名)
第1号	長野県	知事
	岐阜県	知事
	木曽町	町長
	王滝村	村長
	上松町	町長
	高山市	市長
	下呂市	市長
第2号	気象庁火山課	火山対策官
	気象庁長野地方気象台	台長
	気象庁岐阜地方気象台	台長
第3号	国土交通省中部地方整備局	局長
	国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所	所長
第4号	防衛省陸上自衛隊第13普通科連隊	連隊長
	防衛省陸上自衛隊第35普通科連隊	連隊長
第5号	長野県警察本部	本部長
	岐阜県警察本部	本部長
第6号	木曽広域消防本部	消防長
	高山市消防本部	消防長
	下呂市消防本部	消防長
第7号	国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科	教授 山岡 耕春
	公益財団法人地震予知総合研究振興会東濃地震科学研究所	副首席主任研究員 木股 文昭
第8号	国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所	所長
	国土交通省中部地方整備局高山国道事務所	所長
	国土交通省国土地理院関東地方測量部	部長
	国土交通省国土地理院中部地方測量部	部長
	気象庁名古屋地方気象台	地震津波火山防災情報調整官
	林野庁中部森林管理局木曽森林管理署	署長
	林野庁中部森林管理局飛騨森林管理署	署長
	林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署	署長
	長野県木曽地方事務所	所長
	岐阜県飛騨県事務所	所長
	長野県木曽建設事務所	所長
	岐阜県高山土木事務所	所長
	岐阜県下呂土木事務所	所長
	長野県木曽警察署	署長
	岐阜県高山警察署	署長
	岐阜県下呂警察署	署長
	木曽町消防団	団長
	王滝村消防団	団長
	上松町消防団	団長
	高山市消防団	団長
	下呂市消防団	団長
	木曽町観光協会	会長
	王滝観光総合事務所	理事長
	上松町観光協会	会長
	飛騨あさひ観光協会	会長
	飛騨高根観光協会	会長
	飛騨小坂観光協会	会長
	御嶽山二ノ池飲料水管理組合	組合長
	濁河温泉管理組合	組合長
	木曽地区山岳遭難防止対策協会	会長
	御嶽山山岳遭難防止対策協議会	会長
	おんたけ交通株式会社	社長
	濃飛乗合自動車株式会社運輸事業本部	部長
	アスモグループ株式会社	社長
	株式会社御嶽リゾート	社長
	飛騨森林都市企画株式会社	代表取締役

別表2

[長野県幹事会]

所属	役職	備考
長野県木曽地方事務所地域政策課	課長	幹事長
木曽町総務課	課長	副幹事長
王滝村総務課	課長	副幹事長
上松町総務課	課長	副幹事長
国土交通省中部地方整備局河川部河川計画課	課長	
国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所砂防調査課	課長	
気象庁火山課火山監視・警報センター	火山防災官	
気象庁長野地方気象台	防災管理官	
長野県危機管理部危機管理防災課	課長	
長野県木曽地方事務所商工観光建築課	課長	
長野県木曽建設事務所整備課	課長	
長野県警察本部警備第二課	課長	
長野県木曽警察署警備課	課長	

[岐阜県幹事会]

所属	役職	備考
岐阜県飛騨県事務所振興防災課	課長	幹事長
高山市危機管理室	担当部長	副幹事長
下呂市防災情報課	課長	副幹事長
国土交通省中部地方整備局河川部河川計画課	課長	
国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所砂防調査課	課長	
気象庁火山課火山監視・警報センター	火山防災官	
気象庁岐阜地方気象台	防災管理官	
岐阜県危機管理部防災課山岳遭難・火山対策室	室長	
岐阜県高山水土木事務所施設管理課	課長	
岐阜県下呂水土木事務所施設管理課	課長	
岐阜県警察本部警備第二課	課長	
岐阜県高山警察署警備課	課長	
岐阜県下呂警察署警備課	課長	

御嶽山の噴火警戒レベル

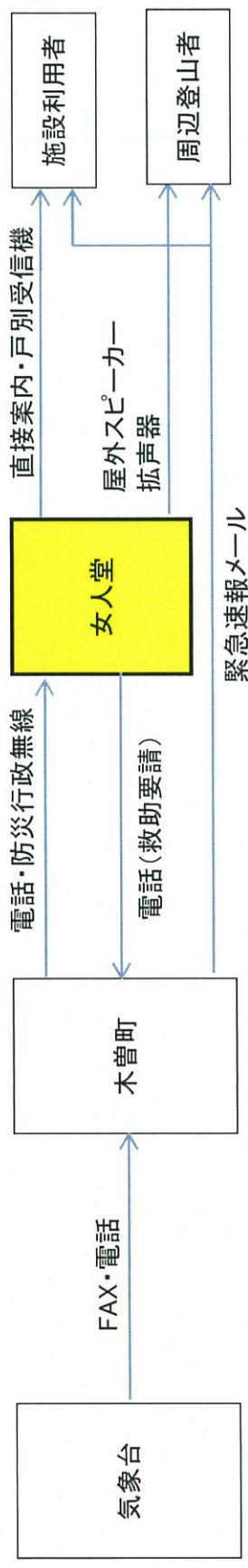
予報警報	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応※	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●噴火が発生し、大きな噴石や溶岩流や火碎流(積雪期には融雪型火山泥流)は居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 <p>過去事例 有史以降の事例なし</p>
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流、火碎流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 <p>過去事例 有史以降の事例なし</p>
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●大きな噴石の飛散が1kmを超える噴火が発生すると予想されるが、概ね4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火が発生する可能性はないと予想される。 <p>過去事例 1979年10月28日:剣ヶ峰南西側斜面(79-1~10火口)で噴火。噴煙の状況から、大きな噴石の飛散が1kmを超える可能性があると予想。ただし、4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火に、すぐに移行しないと予想</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大きな噴石が1km以上飛散する。ただし、概ね4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火は発生しないと予想される。 <p>過去事例 有史以降の事例なし</p>
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●地震活動の高まりや地殻変動等により、小規模噴火の発生が予想される。 <p>過去事例 2007年3月後半: 79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、北東側200m範囲に降灰</p> <p>2006年12月～2007年2月: 山頂部直下でわずかな山体膨張及び火山性地震・微動の増加</p> <p>1991年5月中旬: 79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、東側200m範囲に降灰</p> <p>1991年4月～7付: 火山性地震・微動の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小規模噴火が発生し、火口から約1km以内に大きな噴石が飛散する。 <p>過去事例 有史以降の事例なし</p>
噴火予報	火口内等	1 (と活に火山留意であるこ)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等(2008年3月現在、八丁だるみ内規制中)。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。

(出典:気象庁「御嶽山の噴火警戒レベル」)

女人堂火山災害時防災対応図

緊急連絡先：090-8329-1385

【情報伝達図】



【緊急避難場所としての機能】

営業期間 7月中旬～10月中旬(夜間営業有)
木造2階建て スタッフ5～8名
収容人員120名(緊急時最大受入可能数250人)
発動発電機(5kVA 予備燃料 400ℓ)2台
食料 約600食・水10t
携帯型無線機・携帯電話
防災ヘルメット150個 ゴーグル100個
マスク1000枚 懐中電灯30個
折畳み担架 AED 災害多人数用応急箱



【噴火時の防災対応】
施設利用者及び周辺登山者への情報伝達及び避難誘導
緊急避難場所として登山者等の受入れ
木曽警察署・木曽町等への救助要請
避難者名簿の作成
気象庁・木曽町等からの噴火情報の収集

【平時の防災対応】

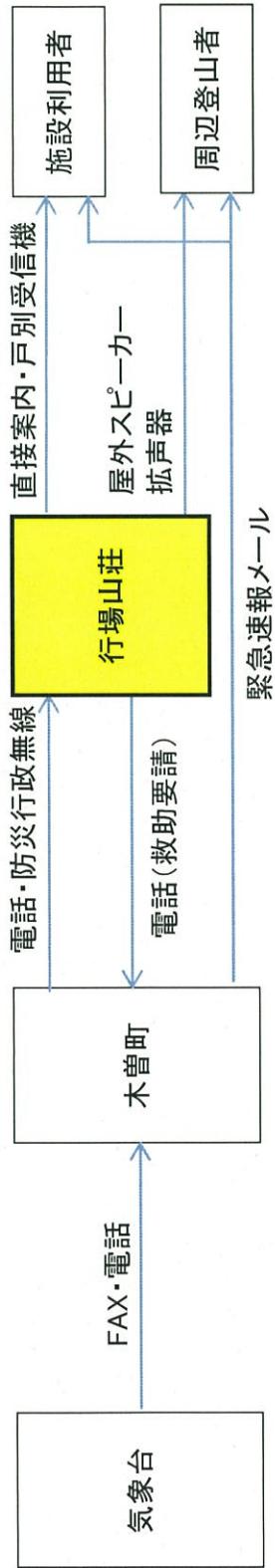
通信機器・防災用品の点検
避難誘導訓練の実施
啓発チラシの配布

【関係機関】	名称
長野県木曽警察署	
三岳警察官駐在所	
木曽広域消防本部	
木曽消防署	
長野県立木曽病院	
木曽みたけ診療所	
中部森林管理局木曽森林管理署	
長野県木曾地方事務所	
木曽町役場	
木曽町役場 三岳支所	
木曽町観光協会	

行場山莊火山災害時防災対応図

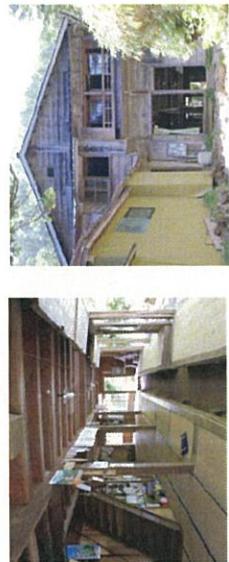
緊急連絡先：090-4380-5200

【情報伝達図】



【緊急避難場所としての機能】

営業期間 7月中旬～10月中旬（夜間営業有）
 木造2階建て スタッフ5～7名
 収容人員80名（緊急時最大受入可能数200人）
 発動発電機（5kVA 予備燃料 200ℓ）2台
 食料 約500食・水2t
 携帯型無線機・携帯電話
 防災ヘルメット100個 ゴーグル100個
 マスク1000枚 懐中電灯30個
 折畳み担架 AED 災害多人数用応急箱



【関係機関】

	名称
長野県木曽警察署	
三岳警察官駐在所	
木曽広域消防本部	
木曽消防署	
長野県立木曽病院	
木曽みたけ診療所	
中部森林管理局木曽森林管理署	
長野県木曾地方事務所	
木曽町役場	
木曽町役場 三岳支所	
木曽町観光協会	

【噴火時の防災対応】

施設利用者及び周辺登山者への情報伝達及び避難誘導
 緊急避難場所として登山者等の受入れ
 木曽警察署・木曽町等への救助要請
 避難者名簿の作成
 気象庁・木曽町等からの噴火情報の収集

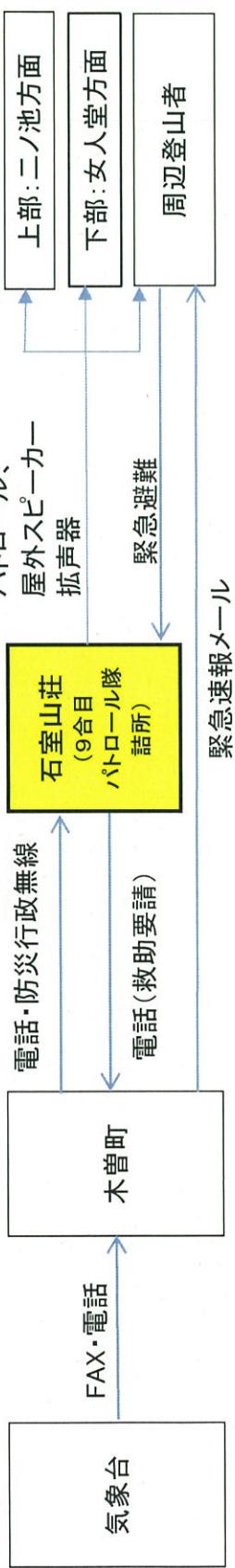
【平時の防災対応】

通信機器・防災用品の点検
 避難誘導訓練の実施
 啓発チラシの配布

石室山莊火山災害時防災対応図

緊急連絡先：090-8873-9761

【情報伝達図】



【緊急避難場所としての機能】

パトロール隊による緊急避難受入

携帯型無線機・携帯電話

防災ヘルメット100個 ゴーグル100個

マスク1000枚 懐中電灯30個 毛布100枚

折畳み担架 AED 災害多人数用救急箱

パトロール隊の常駐所



【関係機関】

	名 称	
	(山上施設等)	(山麓施設)
御嶽山安全パトロール隊	御嶽山安全パトロール隊	
二ノ池本館	長野県木曽警察署	
女人堂	三岳警察官駐在所	
行場山莊	木曽広域消防本部	
五の池小屋	木曽消防署	
御岳ロープウェイ	長野県立木曽病院	
↑パトロール隊を経由し、常駐者による施設との間で入山者数の確認・共有を強化する。	木曽みたけ診療所 中部森林管理局木曽森林管理署 長野県木曾地方事務所 木曽町役場 木曽町役場 三岳支所 木曽町観光協会	

【噴火時の対応】

緊急避難場所として登山者等の受入れ

施設利用者及び周辺登山者への情報伝達及び避難誘導

木曽警察署・木曽町等への救助要請

避難者名簿の作成

気象庁木曽町からの噴火情報の収集

【平時の防災対応】

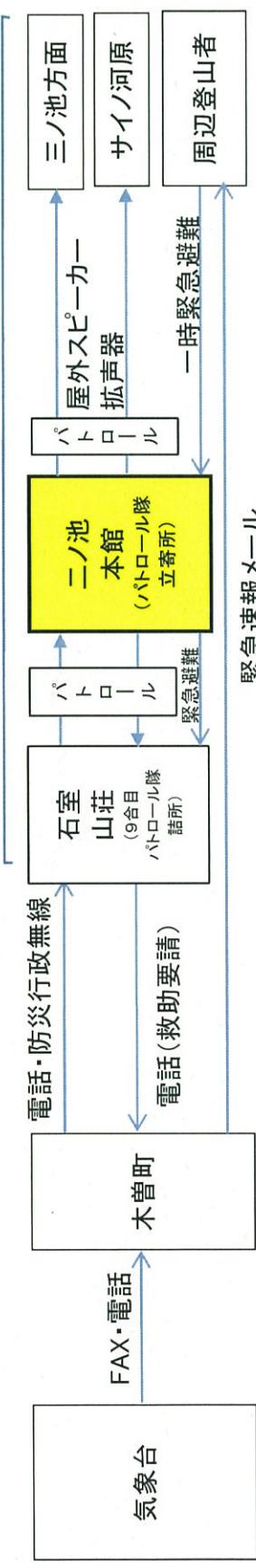
通信機器・防災用品の点検

御嶽山安全パトロール隊立詰所・登山指導所として使用

二ノ池本館火山災害時防災対応図

【情報伝達図】

パトロール隊による巡回



【一時緊急避難場所としての機能】

パトロール隊による緊急避難受入
防災ヘルメット100個 ゴーグル100個
マスク1000枚 懐中電灯30個 毛布100枚
折畳み担架 AED 災害多人数用救急箱
常時施設開放



【噴火時の対応】

避難登山者等の一時受入れ
(一時避難後、パトロール隊による下山誘導)

【平時の防災対応】

御嶽山安全パトロール隊立寄所・登山指導所として使用

【関係機関】

	名 称
	(山上施設等) (山麓施設)
御嶽山安全パトロール隊	長野県木曽警察署
石室山荘	三岳警察官駐在所
女人堂	木曽広域消防本部
行場山荘	木曽消防署
五の池小屋	長野県立木曽病院
御岳ロープウェイ	木曽みたけ診療所
↑パトロール隊を経由し、常駐者のいる施設との間で入山者数の確認・共有を強化する。	中部森林管理局木曽森林管理署 長野県木曽地方事務所 木曽町役場 木曽町役場 三岳支所 木曽町観光協会

五の池小屋災害時防災対応図

緊急連絡先：090-7612-2458

【情報伝達図】



【緊急避難場所としての機能】

営業期間 6月1日から10月15日
木造2階建て スタッフ2～5名(夜間も常駐)
収容人員100名 (緊急時最大受入可能数120人)
発動発電機 (5kVA、3kVA各1台 予備燃料400ℓ)
食料 約500食・水 3～7t
携帯型無線機・携帯電話
防災ヘルメット100個
ゴーグル100個 マスク100枚
ヘッドライト30個 折畳み担架 AED



【緊急報

```

graph TD
    C[五の池小屋] <--> D[周辺登山者]
    C -- "防災メガホン" --> E[ ]
    C -- "携帯型無線機" --> F[ ]
  
```

【関係機関】

	名称
岐阜県下呂警察署	
落合警察官駐在所	
下呂市消防本部	
下呂温泉病院	
下呂市立小坂診療所	
中部森林管理局岐阜森林管理署	
岐阜県飛騨県事務所	
下呂市役所	
飛騨小坂観光協会	
濁河温泉管理組合	

【噴火時の防災対応】

施設利用者及び周辺登山者への情報伝達及び避難誘導
緊急避難場所として登山者等の受入れ
下呂警察署・下呂市等への救助要請
避難者名簿の作成
気象庁・下呂市等からの噴火情報の収集

【平時の防災対応】

通信機器・防災用品の点検
避難誘導訓練の実施
施設利用者及び周辺登山者への啓発(チラシ配布等)

74

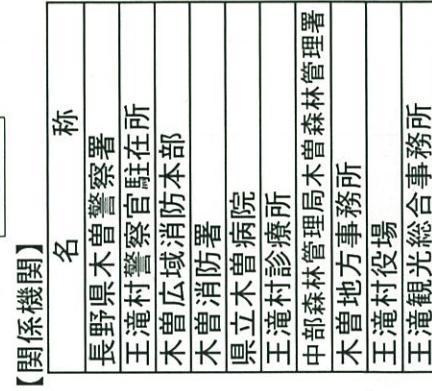
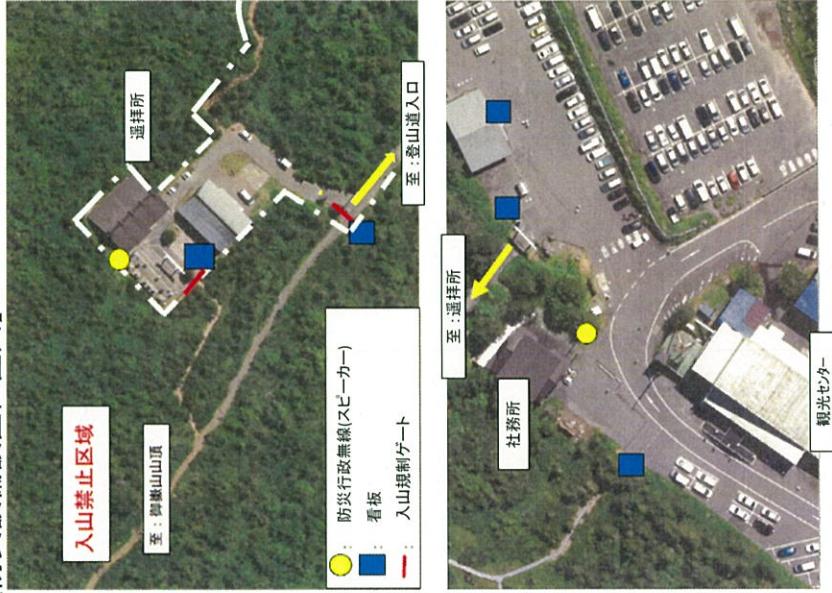
「田の原遥拝所・登山道入口」火山災害時防災対応

緊急連絡先	田の原遥拝所	: 090-4159-4818
	田の原観光センター	: 0264-48-2544
	田の原社務所	: 0264-48-2694

【情報伝達図】



【防災設備設置位置図】



【緊急避難場所としての機能】

項目	田の原遥拝所	田の原観光センター (田の原山荘)	田の原社務所
営業期間等	未定	未定	未定
スタッフ	未定	未定	未定
建物構造	鉄骨平屋建て	RC(一部木造)3階建て	木造2階建て
緊急時最大受入可能数	約100名	約450名 (収容人員:230名)	約50名
電源	商用電源	商用電源	商用電源
水	水道水	水道水	水道水
防災ヘルメット	100個	100個	50個
懐中電灯	有	有	有
電話	携帯電話	固定電話	固定電話
防災行政無線戸別受信機	有	有	有
AED	1台	1台	—
監視カメラ	1基	—	—

※田の原山荘は田の原観光センターに併設

- 【噴火時の防災対応】
- 施設利用者及び周辺登山者への情報伝達及び避難誘導
- 緊急避難場所として避難者等の受入れ
- 木曽警察署・王滝村等への救助要請
- 避難者名簿の作成
- 気象庁・王滝村等からの噴火情報の収集
- 【平時の防災対応】
- 通信機器・防災用具の点検
- 避難誘導訓練の実施

緊急避難場所

(総収容人数 1,700 名)

御岳ロープウェイ

センターハウス(収容 1500 名)

御嶽社



レストランジーベン



ロープウェイ(全長 2320m 所要時間 片道約 15 分)

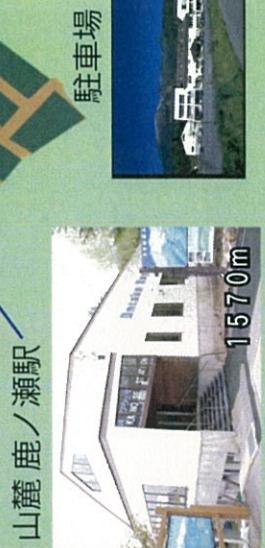


山頂 飯森高原駅(収容 200 名 ジーベン含む)

大型サイレン設置



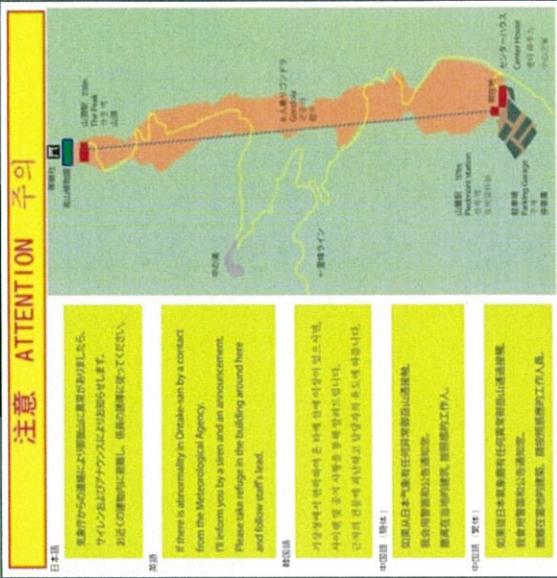
2150m



山麓 鹿ノ瀬駅



案内看板



注意 ATTENTION 주의

日本語

気象庁からの情報により、豪雨による落石や雪崩が発生するおそれがあるため、
サイレン及びロープウェイにより警報を発せます。
安全の確保のため、豪雨の警報が出た場合は、
直ちに避難場所へ向かってください。

韓国語

기상청에서 발표한 정보에 따라, 폭우로 인해
석회 및 빙수 등으로 인한 위험성이 있는 경우
사이렌과 함께 로프웨이를 통해 알람을 합니다.
안전을 위해, 폭우의 경보가 나온 경우
즉시 대피장소로 이동해주세요.

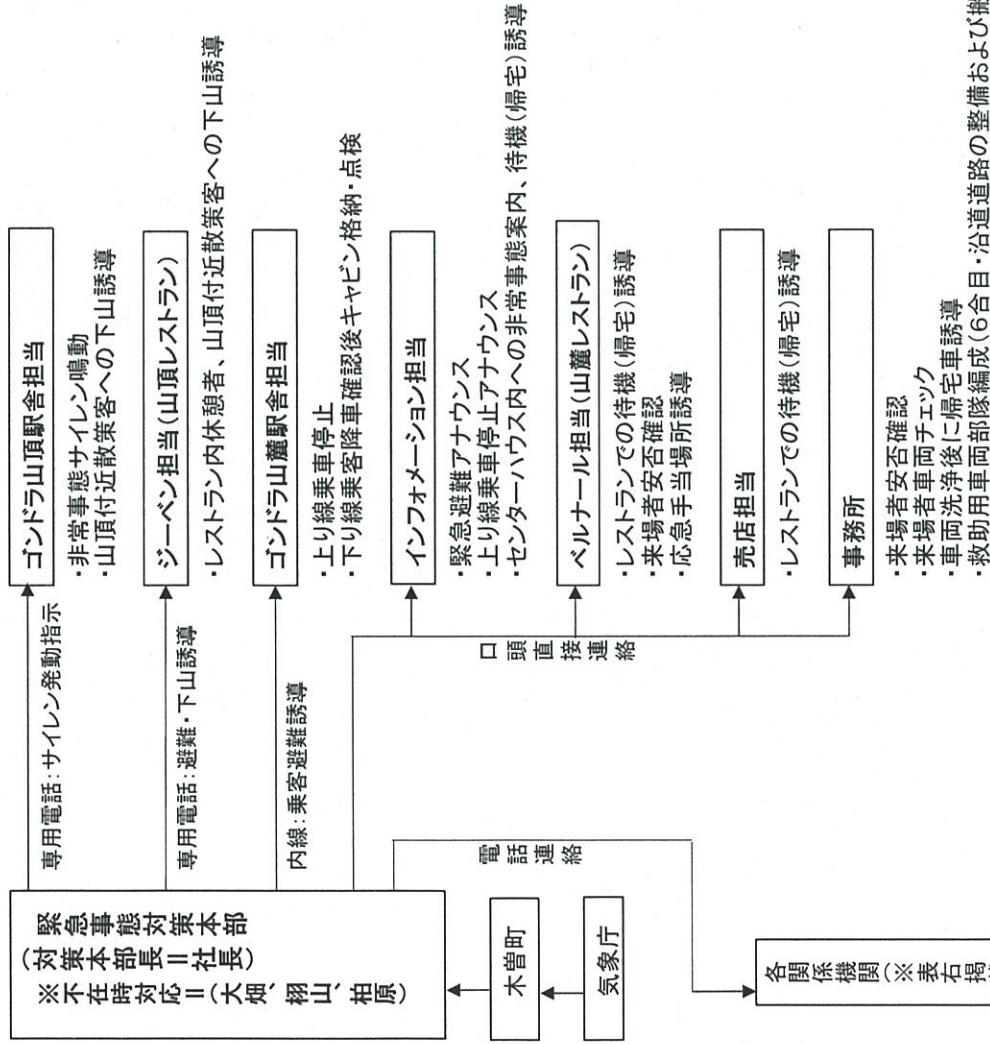
中国語

如果有异常情况由气象厅发出警报时，
通过扬声器和索道发出警报。
请在暴雨警报时立即前往避难场所。
如果从本处听到警报声，请立即停止工作。
如果从本处听到警报声，请立即停止工作。

中文

如果日本气象厅发布山体滑坡或雪崩警报，
将通过扬声器和索道发布警报。
请在暴雨警报时立即前往避难场所。
如果日本气象厅发布山体滑坡或雪崩警报，
将通过扬声器和索道发布警报。
请在暴雨警报时立即前往避难场所。

■御岳ロープウェイ緊急避難連絡系統図(火山噴火災害)



施設	収容人数
山頂駅舎	50名
山頂レストラン（ジーベン）	150名
センターハウス	1,500名

関係機関
木曽消防署
木曽広域消防本部
木曾警察署
三岳駐在所
木曽町役場
三岳支所
県立木曽病院
北陸信越運輸局
中部電力木曽福島営業所
松本労働基準監督署
木曾森林管理署
木曾地方事務所
行場小屋
女人堂
五の池小屋

緊急連絡先：0264-46-2525

■防災対策

- ★ 防災設備関連
 - ・大型サイレン（2機新設）をゴンドラ山頂 飯森高原駅舎に設置
 - ・避難施設案内看板（2か所）の設置
 - ・拡声器（12）
 - ・ヘルメット（500）
 - ・マスク（1000）
 - ・ゴーグル（1000）
 - ・毛布（300）
 - ・応急手当備品（災害多人数用救急箱）、AED
 - ・担架、バックボード

- ★ 情報伝達
 - ・緊急速報メール（木曽町）
 - ・案内看板
 - ・啓発チラシ
- ★ その他
 - ・緊急避難マニュアルの作成
 - ・避難施設説明記の御岳ロープウェイ・イラストマップの作成

開田高原マイアスキーキー場 緊急避難場所☆

Evacuation Area☆

■ 山頂シェルター SHELTER

● テイホルン TEE HORN

■ 第1山頂格納庫 Top of high speed quad lift

■ センターハウス CENTER HOUSE



テイホルン (収容100名)
TEE HORN

第2山麓

Base of high speed pair lift



山頂シェルター (収容50名)
SHELTER

スカイハイ
SKY HIGH

プリマ
PRIMA

フォクシー
FOXY

ジャンボフット南
JUMBO SOUTH

ジャンボフット北
JUMBO NORTH

第1山麓

Base of high speed quad lift

センターハウス (収容2000名)
CENTER HOUSE

高速第1クワッドリフト
High speed quad lift



テイホルン (収容100名)
TEE HORN

第1山麓

Base of high speed quad lift

センターハウス (収容2000名)
CENTER HOUSE

高速第1クワッドリフト
High speed quad lift

【防災力一覧】



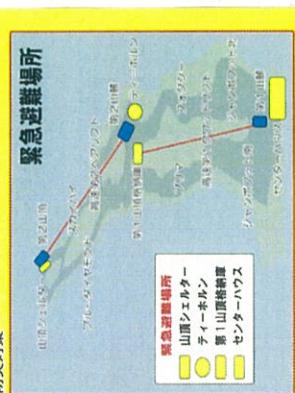
第1山頂格納庫 収容 (350名)
Top of high speed quad lift

高速第2ペアリフト
High speed pair lift

ブルーダイヤモンド
BLUE DIAMOND

緊急避難場所

非常時の防災対策



非常時の防災対策

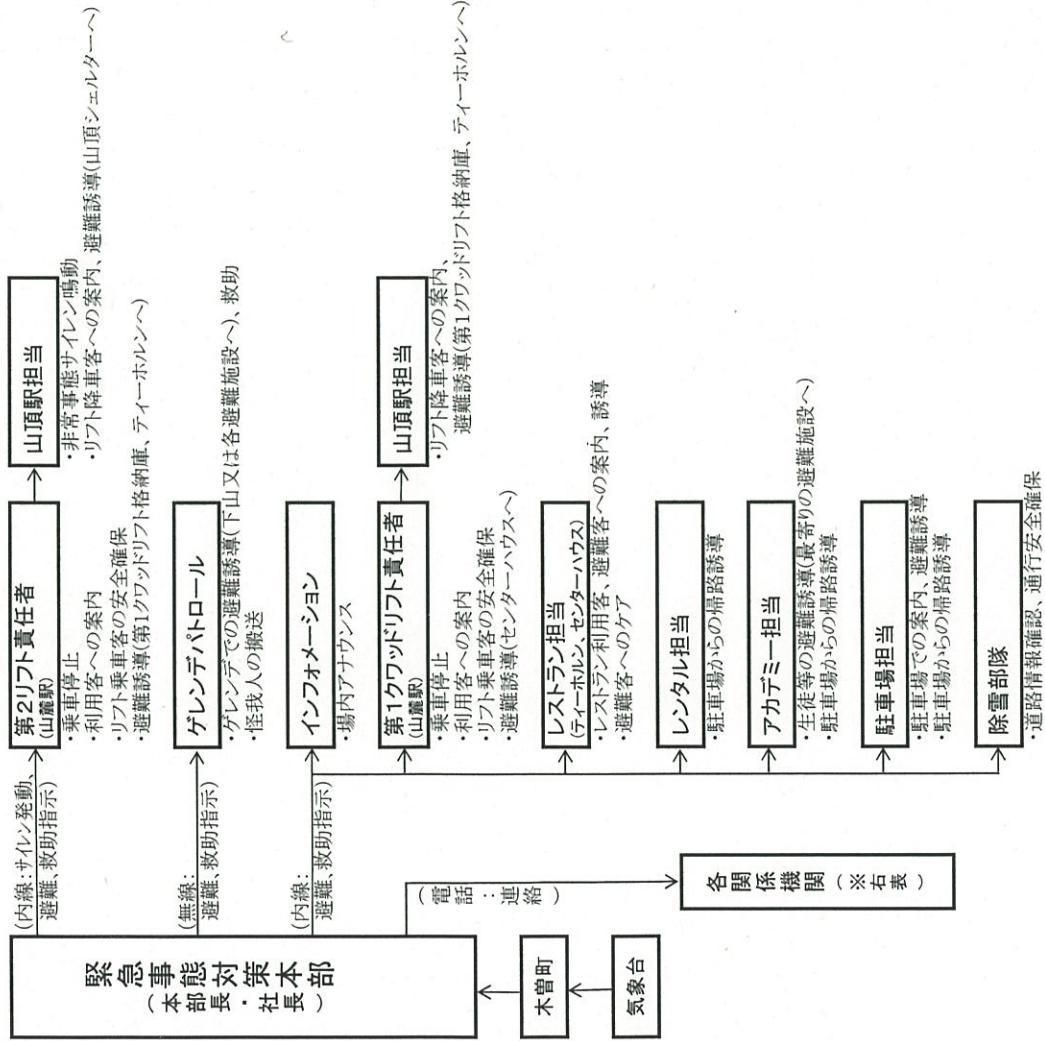
御嶽山は2014年9月7日の噴火以来活動が活発化しています。
噴火口から4km圏内は安全を確保して入る規制がかかっています。
常に警戒行動を実施する必要があります。危険性は極めて高い状況です。
当キー場は初期警戒区域内に立地し、危険性は極めて高い状況です。
安心してスキーやスノボができるよう努めています。
豪雪や雪崩の運動により雪崩止め壁がありながら下記を重くください。

1.サイレンおよびアラームによる警報をお知らせします。
また、アラートに警報します。また、アラートに警報します。
あわせてアラート連携へ封鎖。下山してください。
2.万が一に備え安全ドア等に避難用シエルタを設置
しています。またはストラトに落ち込んで避難してください。
3.避難時は、体調の悪化に必ず気をつけてください。

本署門長 関田原マニアスキー場
を確認して登録ください。また、最新情報を取ください。

「開田高原マイアスキー場」緊急避難連絡系統図（火山災害）

緊急連絡先：0264-44-1111



※ 関係機関

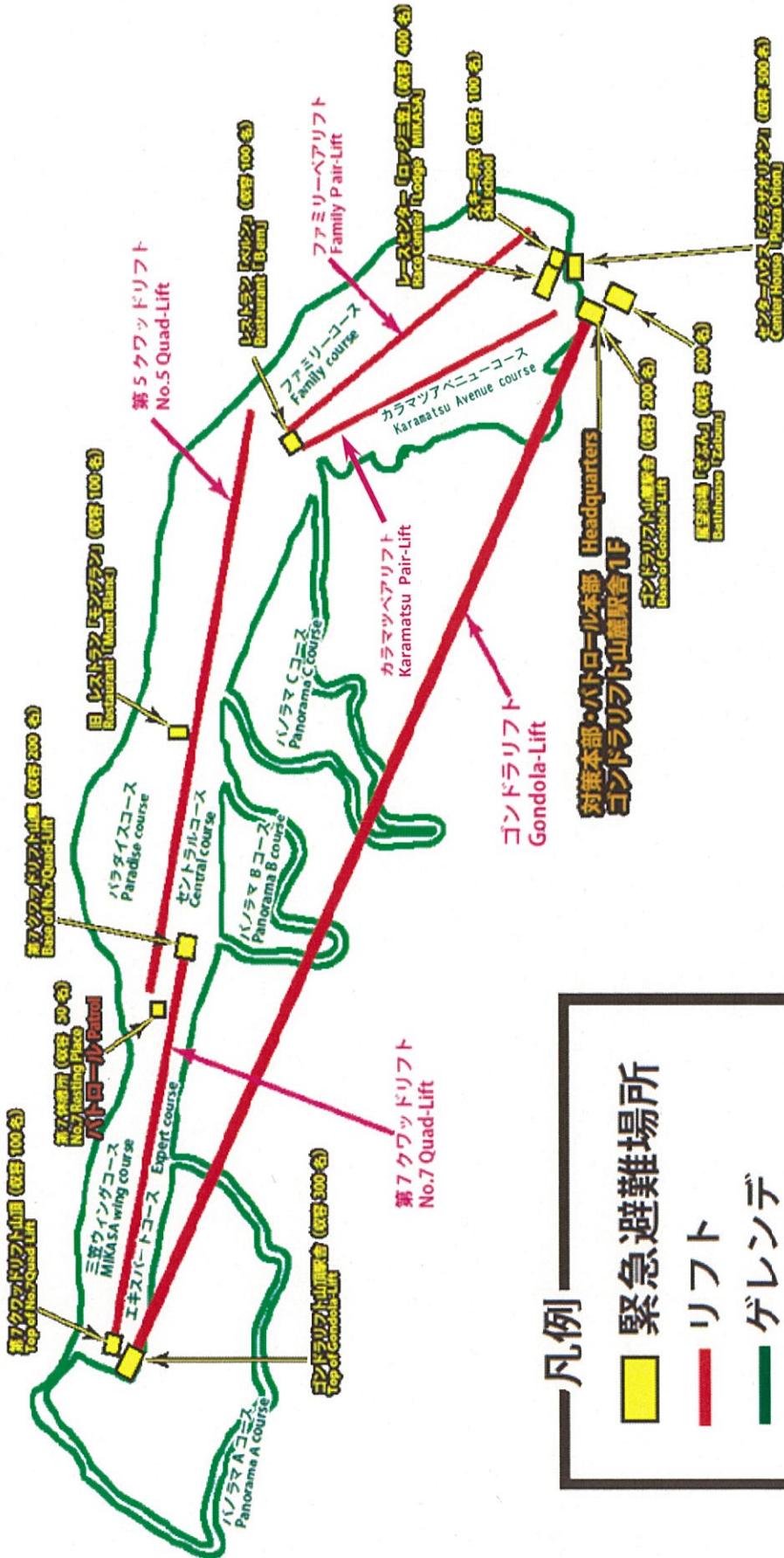
木曾消防署	木曾広域消防本部	木曾警察署	開田高原在所	木曾町役場	開田高原支所	県立木曾病院	田沢医院	北陸信越運輸局	中部電力木曾福島営業所	松本労働基準監督署	木曾森林管理署	開田森林事務所	木曾地方事務所
-------	----------	-------	--------	-------	--------	--------	------	---------	-------------	-----------	---------	---------	---------

【避難施設】(約2,500名収容)

施設	収容人数	誘導対象者
山頂シェルター	約 50 名	第2リフト降車客
第1クワッドリフト格納庫	約 350 名	第1クワッドリフト降車客、第2リフト待ち客、滑走客
ティーホルン	約 100 名	同上
センターハウス	約 2,000 名	第1クワッドリフト待ち客、滑走客

おんたけ2240スキーフィールド 緊急避難場所

Evacuation Area (総収納人数 2,550名)



凡例

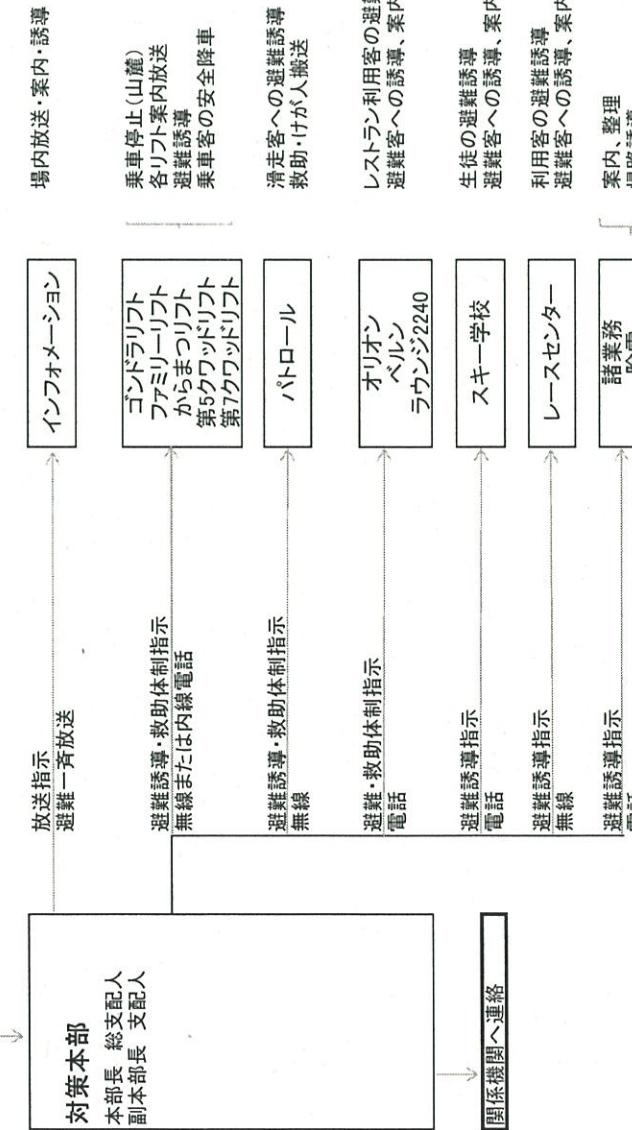
■ 緊急避難場所
— リフト
— ゲレンデ

おんたけ2240スキーフィールド【火山災害時緊急避難連絡対応図】

緊急連絡先：0264-48-2240

気象庁

王滝村



【避難場所】

施設名	対象者	収容人数(概算)
ゴンドラ山頂駅舎(ラウンジ2240)	ゴンドラ降車客・山頂付近滞在客	300 名
第7クワッドリフト山頂小屋	第7クワッドリフト降車客 周辺客	100 名
第7休憩所	第5Q降車客・滑走客	50 名
第7Q山麓搬器格納庫	第7Q乗車待ち客	200 名
モンブラン ベルン	滑走客 ファミリーからまつりリフト降車客・第5クワッド乗車待ち客滑走客	100 名
オリオン ロジ三笠	ファミリー、からまつりリフト乗車待ち客・滑走客 〃	500 名 400 名
スキー学校	〃	100 名
ざぶん	滑走客	500 名
ゴンドラ山麓駅舎	ゴンドラ乗車待ち客・滑走客	200 名
計		2,550 名

関係機関

木曾警察署	木曾警察署
王滝駐在所	王滝駐在所
木曾消防署	木曾消防署
木曾病院	木曾病院
王滝診療所	王滝診療所
木曾保健所	木曾保健所
中部電力木曾福島営業所	中部電力木曾福島営業所
中部電気保安協会	中部電気保安協会
北陸信越高速運輸局	北陸信越高速運輸局
主滝村役場	主滝村役場
木曾森林管理署瀬戸川事務所	木曾森林管理署瀬戸川事務所
木曾地方事務所	木曾地方事務所
松本労働基準監督署	松本労働基準監督署

営業再開までの安全対策

- ・ゴンドラ山頂駅舎へのサイレン警報設備を追加
- ・ヘルメット、毛布の避難場所への備え付け
- ・避難誘導用拡声器の追加
- ・ゴンドラ山頂駅舎ガラスに飛散防止用フィルムの張付
- ・スキーキー場内に避難場所周知用看板の設置
- ・避難場所を明示した防災カードの配布(チケット販売所)
- ・避難訓練の実施

チヤオ御岳スノーリゾート 《災害時》緊急避難場所

2014年10月30日作成



●ゴンドラ山頂駅: 収容人数 約200名



●ゴンドラ山頂駅: 収容人数 約300名



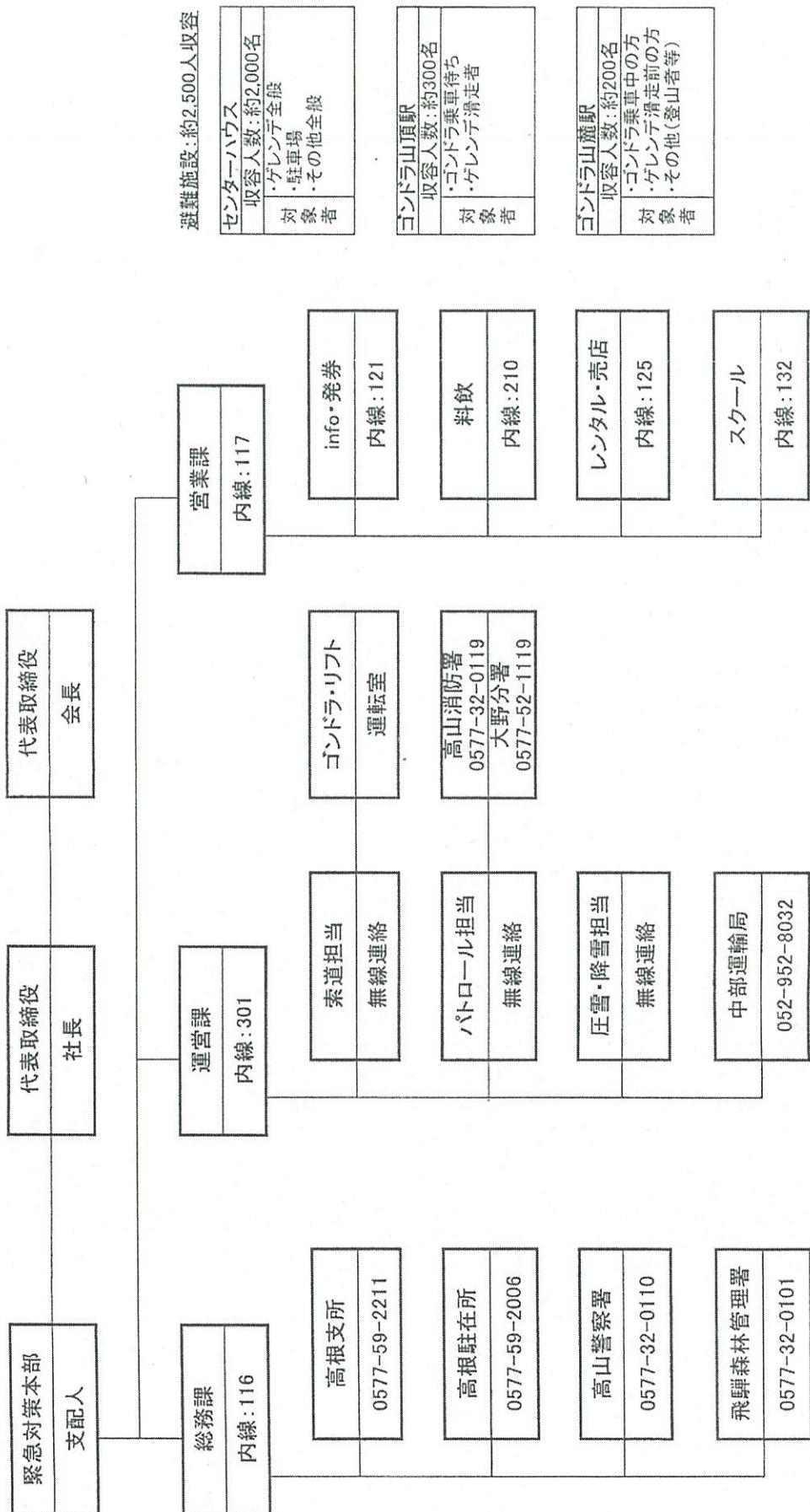
●センターハウス: 収容人数 約2,000名



チヤオ御岳スノーリゾート 《災害時》緊急連絡体制図

緊急連絡先 : 0577-59-3620

2014年10月30日作成



御嶽山 噴火警戒レベルと規制対応の推移

※ 平成26年9月27日噴火の対応 平成28年3月29日現在噴火活動及び規制対応継続中

年	月	日	対応	実施主体	備考
26	9	27	噴火警報発表 噴火警戒レベル3(警戒が必要な範囲4km)		
	"	"	黒沢口登山道入口、油木美林入口、開田口登山道入口から先立入規制	木曽町	災対法第63条
	"	"	立入規制位置を火口周辺の立入禁止柵内から八海山に移行	王滝村	災対法第63条
	"	"	日和田登山口、チャオ御岳スキー場登山口、胡桃島キャンプ場登山口から先立入規制	高山市	災対法第63条
	"	"	小坂登山口から先立入規制	下呂市	災対法第63条
27	1	19	噴火警報発表 噴火警戒レベル3(警戒が必要な範囲3km)		
	2	26	立入規制開始位置を八海山から田の原駐車場に移行	王滝村	災対法第63条
	3	31	噴火警報発表 噴火警戒レベル3(警戒が必要な範囲2km)		
	5	23	立入規制開始位置を田の原駐車場から田の原大黒天に移行	王滝村	災対法第63条
	6	5	立入規制開始位置を黒沢口登山道六合目中の湯から七合目行場山荘手前に移行	木曽町	災対法第63条
	6	7	立入規制開始位置を小坂登山口から仙人橋(登山口側)に移行	下呂市	災対法第63条
	6	20	立入規制開始位置を田の原大黒天から田の原遥拝所に移行	王滝村	災対法第63条
	6	26	噴火警報発表 噴火警戒レベル2(警戒が必要な範囲1km)		
	"	"	御嶽山火山防災協議会合同幹事会 ※行方不明者の再捜索終了までは火口から2km以内の立入規制解除はしないことを申し合わせ		
	7	1	立入規制開始位置を黒沢口登山道七合目行場山荘手前から八合目女人堂に移行	木曽町	災対法第63条
	"	"	立入規制開始位置を仙人橋から五の池小屋南に移行	下呂市	災対法第63条
	"	"	高山市による立入規制をすべて解除	高山市	災対法第63条
	7	10	立入規制開始位置を開田口登山道入口から三ノ池に移行 立入規制開始位置を油木美林入口から黒沢口登山道七合目へ移行	木曽町	災対法第63条
	7	29	行方不明者の再捜索開始		
	8	7	行方不明者の再捜索終了		
	8	11	油木美林百間滝から黒沢口登山道六合目中の湯の立入規制解除	木曽町	災対法第63条
	9	19	立入規制開始位置を黒沢口登山道八合目女人堂から九合目石室山荘に移行 立入規制開始位置を黒沢口登山道八合目女人堂から三ノ池方面約1,000m地点に移行	木曽町	災対法第63条
	10	8	立入規制開始位置を五の池小屋南から摩利支天乗越に移行	下呂市	災対法第63条
	10	19	立入規制開始位置を黒沢口登山道九合目石室山荘から分岐経由ニノ池方面約500m地点に移行	木曽町	災対法第63条
	12	11	立入規制開始位置を田の原遥拝所から田の原駐車場に移行	王滝村	災対法第63条

用語説明

<気象庁が発表する情報>

○噴火警報

噴火に伴って、生命に危険が及ぶ火山現象の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」を明示して発表する警報。

○噴火予報

火山活動が静穏な状態が予想される場合に発表する予報。また、噴火警報の解除する場合にも、噴火予報を発表する。

○噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて、警戒が必要な範囲と防災機関や住民等のるべき防災対応を5段階に区別して発表する指標。噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は警戒が必要な範囲を明示し、噴火警戒レベルをして、噴火警報・予報を発表する。

御嶽山では、御嶽山火山対策会議（長野県）及び御嶽山火山性地震等防災対策連絡会議（岐阜県）を構成する市町村や県等の防災機関で、レベルに応じた具体的な防災対応等の検討が重ねられ、「御嶽山噴火警戒レベル導入に係わる防災対応についての申し合わせ書」を各県ごとに取り交わし、平成20年3月31日に運用が開始された。

○噴火速報

登山者や周辺住民に、噴火が発生したことをいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、噴火の発生事実を迅速に発表する情報。気象庁のホームページや情報端末等で知ることができる。

○火山解説情報（火山の状況に関する解説情報）

火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせる情報。噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況の解説や警戒事項について、必要に応じて定期的または臨時に解説する。

○降灰予報

噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、詳細な情報を伝える。噴火直後には、カゼに流される小さな噴石が降る範囲についても速報する。

<火山現象>

○水蒸気噴火

マグマから分離して地下に蓄えられた水蒸気、あるいはマグマから伝わった熱により火山体内の地下水が過熱され生じた高温高圧の水蒸気によって起こる爆発的な噴火。

○マグマ噴火

マグマが火口から噴出する現象。噴火様式はマグマの性質によってハワイ式噴火、ストロンボリ式噴火、ブルカノ式噴火、プレー式噴火、プリニー式噴火、ウルトラプリニー式噴火等がある。

○火山灰

火口から噴出する固形物のうち直径 2 mm 未満のもの。

○噴石

噴火に伴って、火口から吹き飛ばされる固形物で、時には、火口から数 km 程度まで飛散することがある。噴石の大きさにより、風の影響の程度が違い飛散範囲が大きく異なることから気象庁では、「弾道を描いて飛散する大きな噴石」と「風に流されて降る小さな噴石」に区別している。なお、学術的には火口から噴出する固形物のうち 2~64mm を火山礫、64mm 以上を火山岩塊と呼んでいる。

○火碎流

火山灰や岩塊、火山ガスや水蒸気などが一体となって急速に山体を流下する現象。時速数十 km から数百 km で流れることが多く、温度は数百°Cにも達する。

○火碎サージ

火碎流の周辺に発生する低密度の火碎物（火山灰や噴石）と火山ガスの流れのこと。密度は、火碎流と比較するとはるかに小さいが、火碎流と同程度の温度であり、その威力は砂嵐程度のものから建物を破壊するようなものまで様々。

○溶岩流

マグマが火口から噴出し、高温の液体として地表を流れ下る現象。地形や溶岩の温度・組成等により流下速度は変化する。

○融雪型火山泥流

雪が山頂付近に積もっている時期に噴火に伴い高温の火碎流などが発生すると、その熱により雪が溶け、土砂、火山灰等と一緒に斜面を高速で流れ下る現象。

○火山ガス

火口や噴気孔から噴出するガス。マグマに溶け込んでいたガスやマグマから放出されたガスも含む。

○空振

噴火等に伴って発生する空気の振動。

○火山性地震

火山体またはその周辺で発生する火山活動に起因する地震。マグマの移動に伴って、周辺の岩盤に力が集中することによって発生するものやマグマ自体の振動によって起こるものがある。学術的な定義は無い。

○火山性微動

マグマの移動、マグマと地下水との反応等で連続的に起きる地震動。火山活動が活発化した時や火山が噴火した際に多く観測される。

○降灰後土石流

降灰や火砕流で流下した火山灰等が山の斜面に堆積した後に起きる土石流。降灰に覆われた山域では、渓流内の斜面の浸透性が低下することにより、降雨時に斜面からの流水が谷筋に集中して著しく侵食が進む。このため、通常の土石流よりも少ない雨量で発生し、広い範囲に大量の土砂が流出するおそれがある。

<その他>

○噴火シナリオ

将来の噴火に備えた防災対策を検討するため、幾つかの噴火のケースを想定し、噴火に伴う現象とその規模や被害等の影響範囲について、それらの推移を時系列として示したもの。

○火山ハザードマップ

各火山災害要因（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等）の影響が及ぶおそれのある範囲を地図上に特定し、視覚的に分かりやすく描画したもの。

○火山防災マップ

火山ハザードマップに、防災上必要な情報（避難計画に基づく避難対象地域、避難先、避難経路、被弾手段等に関する情報のほか、噴火警報等の解説、住民や一時滞在者への情報伝達手段等）を付加して作成したもの。

○警戒が必要な範囲

噴火に伴って、生命に危険が及ぶ火山現象の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、生命に危険が及ぶ範囲として、気象庁が噴火警報の中で明示する範囲を指す。

○警戒区域

災害によって身体などが被る危険を防ぐために、災害対策基本法第63条第1項に基づいて、市町村長が設定する区域をいう。区域内への立ち入りが制限・禁止され、許可なく区域内にとどまる者には退去が強制される。許可なく警戒区域に侵入した場合は、法律により罰せられる場合がある。

○立入規制

災害対策基本法第 63 条に基づき市町村長が設定した警戒区域への立入を規制するもの。その他に道路管理者による道路法第 46 条に基づく通行規制、県公安委員会による災害対策基本法第 76 条に基づく交通規制及び法令に基づかない任意の規制も含む。

○土砂災害防止法に基づく緊急調査

土砂災害防止法において、降灰後土石流による災害が急迫している場合は、国土交通省が緊急調査を実施し、その結果に基づき、被害が予想される区域・時期の情報（土砂災害緊急 情報・随時情報）を、県知事・市町村長へ通知することにより、一般に周知すること になっている。緊急調査は、降灰後土石流による災害が急迫した状況になくなるまで、継続的に調査を実施する。